

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 7 日

甲斐市長 保 坂 武



1. 協議の場を設けた区域の範囲

双葉地区【宇津谷（米沢）地域を除く】

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 2 月 3 日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 3 経営体

個人 23 経営体

4. 3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手、受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。

6. 今後の地域農業のあり方

農地の出し手、受け手双方の意向を把握しながら、中心的経営体への農地の集積・集約化を図るとともに、複合化、6次産業化及び高付加価値化に取り組む。

また、新規就農者の掘り起しに努め、担い手の確保を図っていく。